

黒埼町の65歳以上の介護保険料(年額)

段階	対象となる方	12年度
第1段階	世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者生活保護受給者	4,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税者	7,200円
第3段階	本人が町民税非課税者	9,500円
第4段階	本人が町民税課税者で合計所得250万円未満	11,900円
第5段階	本人が町民税課税者で合計所得250万円以上	14,300円

40歳以上65歳未満の方の介護保険料

会社や共済組合の健康保険加入者
 加入している医療保険の算定方法に基づいて決められます。基本的には、給料月額に一定の率を乗じた額を納めていただくことになります。

国民健康保険の加入者	
所得割 (第2号被保険者の所得合計額-基礎控除額)×0.9%	①
均等割 (第2号被保険者数)×7,800円	②
①と②の合算額が介護保険料となります。	
参考 国民健康保険税医療分の計算方法	
所得割 (国保加入者の所得合計額-基礎控除額)×7.4%	①
均等割 (国保加入者数)×23,700円	②
平等割 1世帯あたり 30,300円	③
①と②と③の合算額が国民健康保険税医療分となります。	

第1号被保険者とは？ 第2号被保険者とは？

介護保険加入者のうち、65歳以上の方は第1号被保険者といい、40歳以上65歳未満の方は第2号被保険者といいます。これは介護保険法第9条からきている言葉です。一般的な言葉ではありませんが、役場などの介護保険の担当者がこんな言葉を使うかもしれませんので、お知らせします。

※社会保険診療報酬支払基金とは、健康保険法、国民健康保険法などに基づいて療養の給付及びその費用などについて審査、支払いをするを目的として設立された公法人です。

九月号では、要介護認定の申請手続きと、六十五歳以上の方の介護保険料の支払方法についてお知らせします。

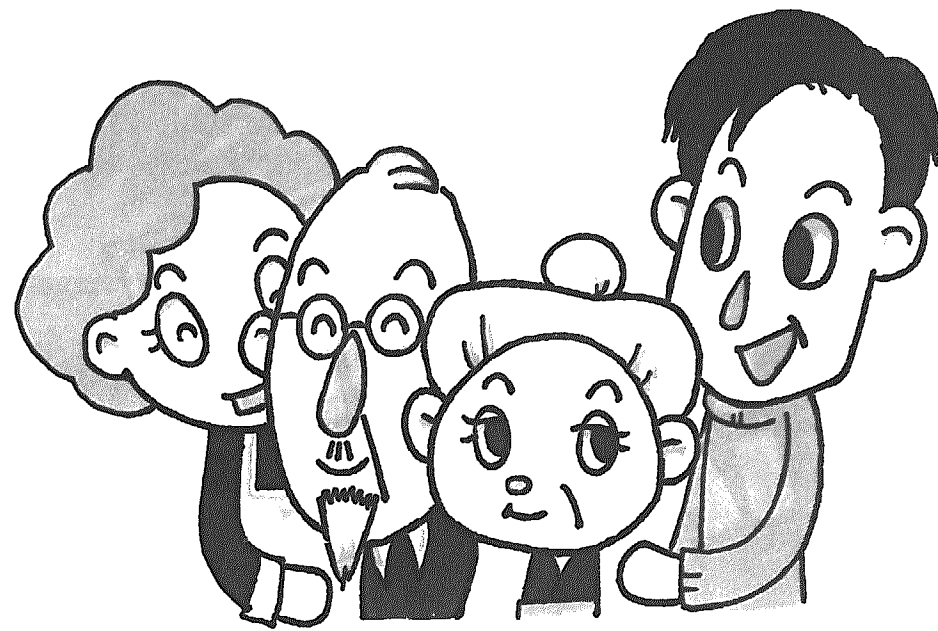
(第2号被保険者)の場合
 国民健康保険に加入されている場合
 所得割と均等割の二方式で求めた額を合算したものが介護保険料分となります。
 所得割は、第2号被保険者の合計所得額の〇・九%、均等割

は第2号被保険者一人当たり七八〇〇円です。(以上は平成十二年の率と額です。)
 加入されている医療保険の算定方法に基づいて決められます。

基本的には、給料月額に一定の率を乗じた額を納めていただくこととなります。
 六十五歳以上の方(第1号被保険者)の場合
 世帯の住民税課税状況や所得などの違いにより五段階に分かれます。

各段階の対象となる方とそれぞれの保険料額(平成十二年度分)は、左の表をご覧ください。
 介護保険料についてのお問い合わせは、役場税務課国保介護係(内線一四七)まで。

保険料の使いみちはどうなっているのかな？
 六十五歳以上の方(第1号被保険者)から納入された介護保険料は、町の介護保険特別会計に入ります。
 四十歳以上六十五歳未満の方(第2号被保険者)から納入された介護保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金にプールされ、全国の市町村に一律に交付されます。町に交付されたお金は、町の介護保険特別会計に入ります。
 以上のようにして黒埼町の介護保険特別会計に入った保険料は、介護保険の給付費の財源となります。



介護保険を支えるために

知っておきたい、介護保険料の基礎知識

平成十二年四月から介護保険制度がスタートしました。寝たきりや痴呆などのために必要な介護を、国民全員で支えあっているという制度です。そのために必要な経費は、国・県・町からも出されます(それも国民の皆さんからいただいた税金です。)が、それだけではまかないきれません。四十歳以上の皆さんから納めていただく介護保険料により、この新しく生まれた制度を支え、育てていくことができるのです。
 今回は、このように介護保険制度を支える介護保険料について解説します。

介護保険制度では、原則として四十歳以上の国民全員が介護保険に加入します。したがって介護保険料は、四十歳以上の国民全員が納入することになります。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、六十五歳以上か六十五歳未満かで違ってきます。
 四十歳以上六十五歳未満の方(第2号被保険者)の場合
 国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税に上乗せされた介護保険料分を納めます。

すでに平成十二年度分の国民健康保険税として一部を納めていらっしゃるかと思いますが、会社や共済組合の健康保険に加入されている方は、医療保険分と介護保険分を合わせた健康保険料として納めます。すでに平成十二年四月から納めていらっしゃるかと思えます。
 六十五歳以上の方(第1号被保険者)の場合
 原則として老齢・退職年金から介護保険料が天引きされる形になります。
 ただし、老齢・退職年金の受給額が年額十八万円に満たない

方や、障害年金・遺族年金を受けている方、年度途中で六十五歳となった方や転入された方は、直接、町へ納めることになります。
 平成十二年度は、十月から納めていただくこととなります。
 四十歳未満の方の場合
 介護保険料については納める必要はありません。
 保険料額の決まり方
 さて、保険料額ですが、これも六十五歳以上か六十五歳未満かで、算定方法が違ってきます。
 四十歳以上六十五歳未満の方